

青森県報

号外第五十六号

平成十六年
六月三十日
(水曜日)

目 次

条 例

町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(市 振 興 町 課 村 ……)
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部 を改正する条例……………	二
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課 ……)
青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する 条例……………	(建 築 住 宅 課 ……)
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課 ……)
青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべ きものとして定める条例……………	(監 理 課 ……)
	(港 湾 空 港 課 ……)
	(企 画 課 ……)
	六
	七
	八

条 例

町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県地域農業改良普及センター設置条例の一部改正)

第一条 青森県地域農業改良普及センター設置条例(昭和三十九年四月青森県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県八戸地域農業改良普及センターの項中「南郷村 倉石村」を「南郷村」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

表青森県五戸警察署の項中「倉石村」を削る。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

(青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」に改め、同条第三号中「第三十一条の二第二項第十三号二及び第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二及び第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

別表第一号中「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第

四項第十三号八」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十三号二若しくは第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二若しくは第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「混和等」を「製造等」に改める。

第三十五条第五項中「公益法人等（）」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第三十六条の二中「、老年者控除額」を削る。

第七十七条第二項中「住宅金融公庫」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加える。

第九十三条の二第一項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第九十三条の五第一項中「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号イ又は口の資金の貸

付け又は施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業集積の活性化」に改める。

第九十三条の九の次に次の一条を加える。

（独立行政法人都市再生機構が譲渡する土地に係る不動産取得税の課税の特例）

第九十三条の十 独立行政法人都市再生機構が、その譲渡する住宅の用に供する土地で当該住宅の譲渡と併せて譲渡するものを取得した場合において、当該土地の上に新築した当該住宅が第七十七条第二項の規定により独立行政法人都市再生機構が不動産取得税の納税義務を負うこととなるものであるときは、当該土地の取得については、当該納税義務を負うこととなった日にその取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

第九十四条第四項中「混和の」を「製造の」に改める。

第九十七条中「の各号」を削り、同条第一号中「第五十六条の二の四」を「第五十六条の二の五」に改める。

附則第三条の三の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条の三の二 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第四十一条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

附則第九条の三第一項に次の二号を加える。

四 平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十七年度

五 平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十八年度

附則第十二条第一項中「住宅金融公庫」の下に、「独立行政法人都市再生機構」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第三条第二項第一号、第三十五条第五項、第百九十四条第四項及び第百九十七条の改正規定並びに附則第三条の三の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第三十六条の二の改正規定及び次項の規定は平成十七年一月一日から、附則第九条の三第一項の改正規定及び附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条の二の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正前の青森県県税条例第九十三条の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第九条の三第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青森県条例第四十七号

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「手数料は」の下に、「建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十六条の三に規定する場合を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青森県条例第四十八号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の一条を加える。

（制限区域の指定）

第十六条 知事は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二条第二項に規定する国際港湾施設

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

に対して行われるおそれがある同条第五項に規定する危害行為を防止するため、正当な理由なく立ち入ってはならない区域（以下「制限区域」とい
つ。）を指定することができる。

2 知事は、制限区域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 制限区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例をここに公布する。

平成十六年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議
決すべきものとして定めるとともに、計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たすことにより、県行政の透明性の向上を図り、もって県民の視
点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県民生活に係る関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（法令の規定により策定されるもの及び計画期間が五年未満のものを除く。）

（議会の議決）

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本計画の策定、変更（次に掲げる事項に係る場合に限る。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、次に掲げる事項（廃止の場合は、その旨）について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の計画期間に関すること。
- 二 基本計画の推進に係る基本構想に関すること。
- 三 基本計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに関すること。

（立案過程における報告）

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告しなければならない。

（知事等への意見）

第五条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以降に策定される基本計画について適用する。

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、次に掲げる計画は、第一条第二号に規定する基本計画とみなす。

- 一 青森県環境計画
- 二 青森県社会福祉基本計画
- 三 青森県工業振興促進計画
- 四 青森県地域新エネルギービジョン
- 五 青森県文化観光基本計画
- 六 二十一世紀青森型農業の発展方向
- 七 青森県森林・林業基本計画
- 八 新青森県水産振興プラン
- 九 第三次青森県長期総合教育計画

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭